

経済の道徳の場としての経済市民と市場秩序

——ウルリッヒの所論を中心として——

万 仲 脩 一

Wirtschaftsbürger und Rahmenordnung des Marktes als 〈Orte〉 der Moral des Wirtschaftens

——P. Ulrich's Meinung——

MANCHU Shuichi

目 次

1. 序
2. 経済市民倫理
3. 秩序倫理
4. 経済市民倫理および制度倫理に関する考察
5. 結

Abstract

According to P. Ulrich' thought, *economic citizen, market order and business enterprise* are given as 〈loci〉 of morality of economic activities. In this paper, at first we outlined his opinions about the former two, that is economic citizen and market order, and the republicanism-liberalism on which they rest. Then we examined them from perspectives of philosophy, politics and economic ethics. (We will treat business ethics in our next paper.)

1. 序

前稿 万仲脩一 [2006b] で紹介したように、ウルリッヒは経済主義に対して厳しい批判を展開し、それにもとづいて彼の意味での理性的経済の形成問題、すなわち生活世界の視点からの善い生活と経済の意味の問題および公正な共同生活に関する正当性の確保の問題について論じていた。これらを通して彼が意図していたことは、経済倫理の考察に当たっての彼の基本的立場、すなわち経済に対して生活への役立ちの観点から批判的な基礎反

省を加える立場の意義を主張することにあつたのだと解せられる。

ウルリッヒはさらにそれに続けて、道徳的要求を経済システムの機能条件と体系的に調和させる場 (Orte), すなわち経済の道徳が実践される場についてさらに考察を進めている。ここで、「場」とはもとより地理的な意味でのそれではなく、後に明らかになるように具体的には経済における人間や制度をあらわしていると考えられる。ウルリッヒによれば、経済倫理に関する見解には多様なものがあるのであるが、それらの相違が大部分、道徳的に正しい行為それ自体の観念の相違にというよりは、むしろ市場経済における道徳の場についての観念の相違に起因していることが注意されなければならないのである。その場合、ウルリッヒは、道徳の場についての観念が、一方では特定の間人像 (Menschenbild) に、他方では特定の社会理念 (Gesellschaftsidee) にもとづいていることから、経済倫理のこの位相学的基本問題 (die topologische Grundfragen) を個人倫理 (Individualethik) と制度倫理 (Institutionenethik) の相互関連の問題にほかならないと考える。市場経済における倫理的問題はこれらいずれか一方によって余すところなく解決されるわけではない。すなわち、倫理的な社会-経済的秩序なしでは責任ある経済市民 (Wirtschaftsbürger) の善い意思はその場を失うであろうし、逆に善い意思を有する経済市民なしでは経済の道徳の制度的な場の形成はその適切な主体を欠くことになるからである。

ウルリッヒは経済の道徳の場として、すなわち市場の論理と道徳を媒介する体系的な場として、以下のものを挙げている。

- ① 経済における私的および職業的行為の主体としての個別的な経済市民, 例えば被用者, 消費者, 出資者,
- ② 経済における公共的行為の主体としての経済市民, すなわち経済に関する公共的議論への参加者としての公民ないし国民 (Staatsbürger)
- ③ 国家によって設定された市場の枠秩序 (die staatlich gesetzte Rahmenordnung des Marktes),
- ④ その市場の枠秩序において成果的に経済活動を行おうとする企業 (Unternehmen)
- ⑤ 非人格的な市場機構自体 (der unpersönliche Marktmechanismus selbst)

ただし、ウルリッヒはこれらのうちの⑤の「非人格的な市場機構自体」については、経済主義に対する批判と関連させて述べていたように、経済の道徳の場としてはこれを否定的に捉えて、それについての以後の考察から除外する。そして、彼は最初の2つ、すなわち私的行為および公共的行為の主体を経済市民として一括し、これに関する倫理を経済市民倫理 (Wirtschaftsbürgerethik) と称する。さらに、彼は国家によって設定された市場の枠秩序に関する倫理を秩序倫理 (Ordnungsethik) として、企業に関わる倫理を企業

倫理（Unternehmensethik）として別個に論じる¹⁾。

当然のことながら、われわれは経営学の立場から企業倫理に特別の関心を持っているのはあるが、これについては稿を改めて論じることとし、本稿では、経済市民倫理と秩序倫理についてのウルリッヒの見解のみを取り上げ、それらについての若干の吟味を加えるにとどめることとする。しかし、これらはウルリッヒの企業倫理に関する見解の考察の前段階をなすものとしての意味を持っており、それに関するわれわれの後の考察にとって重要な示唆を与えてくれると考えられる²⁾。

2. 経済市民倫理

ウルリッヒが経済倫理の場の1つとして経済市民倫理を特に取り上げて論じる場合、彼はそれによって、彼自身の拠って立つ思想的立場である共和主義的自由主義（republikanischer Liberalismus）の特質を、主として経済的自由主義（ökonomischer Liberalismus）および共同体主義（Kommunitarismus）との対比で、しかもそれらの背後にある人間観と社会観との関連において浮き彫りにし、経済倫理の観点からそれを考察することを特に意図しているのだと解せられる³⁾。

経済的自由主義とは端的に、自己の私的で経済的な権利要求と利益の追求によってのみ動機づけられている相互に無関心な人間、あるいは純粹に自己の経済的利益を追求する合理的な人間を想定し、そうした人間の自由な行為が市場の調整機能を通してパレート最適へと導くという経済理解をあらわしている。この場合の自由とは、経済主体が基本的には国家による何らの規制を受けることなく自己の効用の極大化を追求する自由である。企業については、それは市場での競争のもとで持続的維持を図るべく自律的に意思決定を行い、

1) 以上のことについては、Ulrich [1998], SS.285-287 を参照のこと。

2) したがって、本稿では、万仲脩一 [2006a] と万仲脩一 [2006b] に引き続き、Ulrich [1998] の第IV部「経済倫理的位相——経済活動の道徳の場（Wirtschaftsethische Topologie : < Orte der Moral des Wirtschaftens >）」の第8章「経済市民倫理」と第9章「秩序倫理」を取り上げて論じることとなる。

経済の道徳の場について、個人倫理は経済市民倫理に、制度倫理は秩序倫理および企業倫理に対応していると考えられる。個人倫理と制度倫理が相互に規定しあっているのであれば、経済市民倫理と制度倫理および企業倫理の間にも密接な相互規定的関係が存在することとなる。事実、このことは本稿の全体を通して明らかになるであろう。

3) 経済的自由主義、共同体主義および共和主義的自由主義に関するウルリッヒによる比較については、Ulrich [1998] の図表15「市民の徳性と市民社会の理念型的基本モデル」(S.296) にまとめられている。

遂行する自由にはほかならない。消費者については、消費財の購買に当たってその所得を最大の効用を実現しうるよう配分する自由がそれに該当するであろう。そして、市場はそれらの自由に伴って生じうる利害対立の調整を十分に有効に果たしうると考えられているのであり、その限りでそれらの自由は最大限に認められるべきなのである。この経済的自由主義が市場経済の最も基本的な特徴を示していることは明らかであろう⁴⁾。

だが、その場合には、その極端な個人主義の故に社会の原子論的分裂がもたらされるとする批判が投げ掛けられる。すなわち、個人に完全に私的で自律的な生活を行うことが認められるに伴い社会的統合ないし社会的同一化が損なわれかねないという批判がそれである。経済主義におけるように、あらゆる経済主体が経済あるいは市場の事実強制のもとでそれぞれの利益の追求を目指す競争に巻き込まれざるをえないという事態は、まさに経済社会の原子論的分裂のあらわれにほかならないのである。経済的自由主義に対するこうした批判はウルリッヒ自身のものでもあり、そこにわれわれは、ウルリッヒが経済倫理の観点からする経済主体の行為について、一方では市場の論理という事実強制の枠内での経済的自由の承認と、他方ではそれに対する社会的統合の可能性の如何を問題としていることに注意しなければならない。すなわち、市場経済体制を承認する限り、個人の経済行為の自由は基本的には認められるべきである。しかし、その自由が市場の論理としての事実強制に従わざるをえないものであるとする経済的自由主義の立場は、個人の経済行為が市場の事実強制を超えて倫理的側面にも関わるべきであるとするウルリッヒの見地からすれば首肯しえないものである。彼によれば、その経済主義批判に明らかなように、経済的自由主義の立場に立つときには経済倫理について論じる余地も、必要性も認められなくなるという意味で経済倫理(学)否定論に陥らざるをえないことはもとより、その立場は市場経済における社会的統合の可能性にとって重大な問題点を有するものと考えられなければならないのである。

そこで、社会的統合の基本的源泉を、市場による事実強制のもとでの経済的行為の自由の承認と市場による調整の思想とは異なり、経済社会の共同精神と連帯(Gemeinsinn und Solidarität)に求める見解が提唱されることとなった。共同体主義と称せられるものがそれである。その人間観は共同体に結合された自我(gemeinschaftsgebundenes

4) なお、ウルリッヒはここでは経済的自由主義を市場経済の極めて厳密な特徴をあらわすものとして説明しながらも、次章ではそれを原始自由主義のみならず、新自由主義やオールド自由主義をも含む広い意味で捉えている。つまり、ウルリッヒにおいては、経済的自由主義は広狭二様に理解されているのであり、ここでのそれは後述の原始自由主義に相当すると考えられる。

Selbst)であり、その社会観は共通の価値によって統合された共同体としての社会である。だが、ウルリッヒはこの共同体主義に対しては、共同体の価値の絶対的な優位性を無条件に認めるものだとして批判的立場をとる。共同体主義においては、倫理規範は共同体を支配している慣習や価値に、あるいは共同体の基礎にある慣例ないし脈絡によって決定的に規定されるという意味で、この立場は約束主義 (Konventionalismus) あるいは脈絡主義 (Kontextualismus) にもとづくものと見なされる。この共同体主義の立場においても、固有の倫理規範の確立の問題を論じる余地が存在しないことは明らかであろう⁵⁾。

なお、社会的統合を個人の行為の自由の制限によって、すなわち国家が市民の自由の権利を統制的に剥奪することによって実現しようとするとき、それに対して激しい批判が向けられるのは、けだし当然のことであろう。そうした国家による自由の剥奪は、個人の自由な経済行為を前提とする市場経済における社会的統合を可能にするものではありえないのみならず、市場経済の前提それ自体を否定するものにほかならないからである。このような形での社会的統合の志向が、ウルリッヒはもとより、われわれの関心を持つような経済倫理とは無縁のものであることは明らかであろう。

ウルリッヒは経済的自由主義、共同体主義、および国家による統制に対する以上の批判にもとづき、それらから区別されるものとして、共和主義的自由主義の意義を主張する⁶⁾。共和主義の概念はかなり多義的なのであるが、それは通常は政治的な概念として政治との関連で論じられている。彼によれば、それは一般に、政治を自然法的思考にもとづくものとしてではなく、規範的構想にもとづく理想的な文化状態 (Kulturzustand) のあらわれと見なし、市民としての徳性 (Bürgertugend) を有する人間こそが政治の担い手となるべきであるとする市民的人間中心主義 (Bürgerhumanismus) の倫理的-実践的要求とし

5) 政治学においては、共同体主義に対してはしばしばこのように、共同体の価値を絶対的なものとして受容する立場に立つとする批判がなされる。しかし、現代の共同体主義者の中には、自己の善と共同体の共通善を常に対立するものとして捉えるのではなく、それらが共有されるべきものとして理解しようとする見解もある。つまり、自由主義と共同体主義を架橋しようとする見解がそれである。このことについては、例えば 菊池理夫 [2004] を参照のこと。

6) 共和主義的自由主義についての考察に先立って、ウルリッヒはロールズ (Rawls, J.) の見解に言及している。ロールズは秩序ある社会の条件としての政治的自由主義 (politischer Liberalismus) の修正された構想のもとで、正当性への精神と善の観念を有する道徳的な人間 (moralische Personen) を想定した。ウルリッヒはそこに、共通の精神によって特徴づけられた市民としての共和主義的-自由主義的市民が導かれる可能性が秘められているとして、したがって一種の共和主義の立場を窺知しうるとして、その限りでその意義を認める。しかし、ウルリッヒはこれに満足するのではなく、さらに共和主義的自由主義についてさらに詳細な考察を進めるわけである。Vgl. Ulrich [1998], SS.289-290.

て捉える立場をいう。さらに、ウルリッヒは共和主義的自由主義について、人間を自律的な自我 (autonomes Selbst) として捉えながらも、そうした市民が私的利益よりも公共の利益を優先するところに市民の徳性を見ると共に、それによって共和制 (res publica) が成立しうるのだとする立場である⁷⁾。

ウルリッヒは共和主義的-自由主義的倫理の特徴として、共同体主義を意識しながら以下の諸点を挙げている⁸⁾。

- ① 共和制のもとではあらゆる具体的問題の解決が思慮ある市民の公共的理性の利用に委ねられるという意味で、その倫理は形式的な理性倫理 (formale Vernunft-Ethik) であること。
- ② 共和主義的-自由主義的な徳性は決してあらゆる時と場合における無限の道徳的要求をなすのではなく、政治的な徳性への要求に限定されること。これに対し、共同体主義においては共同体の意思の無限の要求が想定されているのであり、この点で両者は明確に相違する。
- ③ 共和主義的自由主義のもとでの個人的市民の徳性は社会における連帯的共同の団体 (die Stiftung solidarischen Zusammenhalts in der Gesellschaft) の確立に規制的 (regulativ) ないし方向指示的 (richtungsweisend) な機能を果たすにすぎなく、決して共同体主義におけるように連帯共同体の基礎として構成的 (konstitutiv) ないし基本的 (grundlegend) な役割を演じるのではないこと。

ウルリッヒによれば、市民自身が共同の責任を有する公民ないし国民として、さらに自由な民主主義の主権者として、国家の設定する社会的共同生活の規則に可及的に多くの倫理的内容を付与することによって、市民の善い生活と公正な共同生活を実現するための基礎を提供するという役割が共和主義的体制 (republikanische Verfassung) の政治制度に認められなければならない。最低限の不可欠な市民の徳性 (個人倫理) と自由で公正な体制 (制度倫理) の間のこの相互作用が倫理的・政治的志向理念をなすこと、そしてそれを1つの構想として貫徹させることこそが共和主義的自由主義の固有の特徴をなすのである。

かくして、ウルリッヒによれば、経済的自由主義が強者の論理にもとづいており、共同体主義が公正よりも共同体にとっての善を重視しているのに対し、共和主義的自由主義の

7) なお、政治との関連では、共和主義は自由主義と対立関係にあるものと考えられてきた。これに対し、ウルリッヒの共和主義的自由主義の提唱は両者の結合を意図しているのだと解せられる。このことについては、われわれは本稿第4章で多少詳しく論じるであろう。

8) Vgl. Ulrich [1998], SS.299-300.

特徴はあらゆる市民の同等の自由と公正な共同生活の非党派的原則という政治的秩序の確立の原理に端的にあらわれている。そして、彼は、共和主義的自由主義が決して特定の善の観念にとらわれているのではなく、その意味で理性倫理的普遍主義 (vernunftetischer Universalismus) にもとづいていることを強調する。そして、そのような政治的-理性的政策のための共和主義的構想、すなわち共和主義的精神 (republikanische Gesinnung) としての市民の徳性、共和主義的体制および共和主義的公共 (republikanische Öffentlichkeit) が一体となって討議を形成するのは、けだし当然のことなのである。そこに、ウルリッヒは民主主義における批判的公共による理性にもとづく審議的政治 (deliberative Politik) を見ると共に、その特徴として以下の4点を挙げている⁹⁾。

- ① ある選好を、その根拠を提示することによって明確化すること (Argumentative Präferenzklärung)
- ② 審議的手続きの正当性 (Deliberative Verfahrenslegitimation)
- ③ 合意にもとづく意見の相違の調整 (Konsensbasierte Dissensregelung)
- ④ 私的な事柄の公共的構成 (Öffentliche Konstitution des Privaten)

これらとの関係で、ウルリッヒは特に理性の公共的利用について、それが共和主義的市民の徳性に関する次のような最低要求のもとでのみ有効となることを重視する¹⁰⁾。すなわち、

- ① 市民が自己の選好と態度に関して、偏見によることなく、根本的に反省する用意があること。
- ② 審議の過程で非党派的で公正な原則にもとづき基本的合意に至る用意があること。
- ③ 意思の異なる領域において妥協に達する用意があること。
- ④ 正当化への用意があること、すなわち、私的な行為を何らの留保もなく、公共的な正当性のテストにさらす用意があること。

ここに、ウルリッヒの共和主義的経済市民倫理の中核に置かれている社会的審議の手續

9) Vgl. Ulrich [1998], SS.313-319.

〈deliberativ〉には多くの場合「審議的」という訳語が当てられるのであるが、それは「熟議的」、「協議的」あるいは「討議的」などと訳されることもある。審議的民主主義についてはわが国においても政治学を中心にかなりの研究成果が存在しているのであるが、ここでは、そのような研究の一部として次のものを挙げるにとどめておく。

篠原 一 [2004], 151-192頁; 田村哲樹 [2004], 139-163頁; 山崎 望 [2006], 168-170頁; 大森秀臣 [2006]; 金田耕一 [2006], 76-96頁; 矢澤正嗣 [2006], 230-237頁; 早川誠 [2006], 243-260頁。

10) Vgl. Ulrich [1998], S.316.

き的特質があらわれているのであるが、これらのことは決してあらゆる経済主体が現実に同等の権力を有していることを前提とするものではない。むしろ、現実には権力の相違は厳然として存在するのであり、それを利用した利己的な戦略が決定され、遂行されているのが常態である。しかし、ウルリッヒにおいては、私経済的利益追求の一般的枠条件は、いまだ基礎づけられていない権限やただ乗りによる特定の市場参加者の競争上の有利性が排除されていることに求められるのであり、彼はそれを目指すところに秩序政策的枠条件の正当性を見るわけである。

ところで、ウルリッヒは共和主義の発展が個人の徳性倫理的要因としての心情と制度的要因としての体制の相互作用のうちにあること、したがって経済市民の徳性が一般的な競争制限と並んで、経済世界における制度的支援を必要としていることを重視する。そうした支援の例として、彼は次のものを挙げている¹¹⁾。

- ① 公共的審議過程において、経済的権力が可及的に広範な法治国家的中立性を保っていること。
- ② すべての学校段階において国家による市民的教育が行われ、生活実践的に重要な経済政策的および社会政策的議論についての市民の話し合いのための場が地域的に作られていること。
- ③ 法治国家として、市民に対して経済市民権、特に情報権、コミュニケーション権および訴訟権が整備されていること。
- ④ 公共的に重要な決定権限の私的ならびに国家的な担い手に法的責任を負わせること、それら担い手にその活動の公益性 (Gemeinwohlverträglichkeit) に関する立証責任を付与すること、さらにはそれらの言明能力のある開示と釈明を法的に義務づけることなど。

以上のように、ウルリッヒによれば、経済の共和主義的原理を自らに適用させようとする人はその私的な経済的利益、効用あるいは成果の追求を自律的に限定するという経済市民としての道徳的義務を認識し、そのうちに自由の制限 (Einschränkung) ではなく、その私経済的行為の自由の倫理的基礎を見る。同時に、ウルリッヒはそうした経済市民による公共的理性の利用を支援する制度の必要性を強調し、その両者の相互作用のうち共和主義的-自由主義的な経済の道徳の場の特質を見出すのである。ここで、ウルリッヒは共和主義的自由主義における経済市民について、経済の枠組みの形成に参加し、自らを統治することに自由を見出すものであることを強調しているのだと解せられる。われわれはこ

11) Vgl. Ulrich [1998], S.319.

のことについて特に注意しなければならないのであり、後に改めてその意味について考察するであろう¹²⁾。

3. 秩序倫理

市場は取引の場や競争の場などさまざまな役割を担っているのであるが、取引当事者間の利害対立を解決するという調整がその重要な機能の1つをなしていることは否定されえない。しかし、市場経済は極めて複雑な分業関係から成り立っており、現実の利害対立は経済的のみならず、経済活動に起因する社会の多様な側面に及んでいることから、市場のみによって利害対立が円滑に解決されることを期待しうるわけではない。ウルリッヒによれば、むしろ秩序化の形態はあらゆる社会的な相互作用の調整のためには、市場的要因は勿論のこと、非市場的要因をも含む全体の中に市場を取り込むことにあると考えられなければならない。これこそが規範的性格を有する秩序政策（Ordnungspolitik）の課題なのであり、同時に秩序倫理の問題をなすのである。そして、ウルリッヒはそこに、市場経済を想定しながらも、市場について調整と効率の点からの機能的前提に加えて、生活への役立ちの点からの秩序ある社会の倫理的-政治的な社会的統合に関わる規範的前提を見ると共に、秩序倫理の観点からは後者が前者に対して優位性を有するべきであることを強調する。このことは、「どの程度、経済主体が市場の機能的システム論理から制度的に解放ないし自立化させられるべきか」および「どの部分について市場が支配すべきなのか」を決定することにほかならず、ウルリッヒはその決定こそが思慮ある経済市民による政策の審議の問題をなすと考えるわけである¹³⁾。

その場合でも、上述のように市場の調整機能としての意義が否定されるわけではないのであり、秩序政策は秩序ある社会への市場の生活世界的組み込みという優先的な要求に応える生活政策（Vitalpolitik）と市場の体系的な論理の展開の要求に応える競争政策（Wettbewerbspolitik）との交差領域にある問題なのである。ウルリッヒによれば、生活政策と競争政策の内容は以下のように示される¹⁴⁾。

12) この観点から、ウルリッヒは組織市民（特に協働者）、消費者、投資家としての経済市民について、それぞれの共和主義的-倫理的責任と、それぞれに対する制度的支援について具体的に論じている。このことについては、Ulrich [1998], S.324-332 を参照のこと。本稿では共和主義的自由主義の基本的な特徴に主たる関心を向けていることから、われわれはここではその紹介を省略することとする。

13) Vgl. Ulrich [1998], SS.333-335.

14) Vgl. Ulrich [2005], S.173.

① 生活政策

- ・レプケ (Röpke, W.) がオールド自由主義の思想として述べていたように、市場経済システムを、需要と供給、自由な価格および競争に依拠しえない、より高度な全体秩序 (eine höhere Gesamtordnung) へと組み込むこと。
- ・盲目的 (blind) な市場力を、主体的権利 (経済市民権)、計算規範 (外部効果の内部化) および市場の境界づけの規範のもとで生活への役立ちの倫理的視点にしたがって調整し、制限すること¹⁵⁾。

② 競争政策

- ・生活政策的な条件の枠内での開放的な市場と競争の遂行。
- ・善い生活と公正な共同生活の実現という生活目的の考慮のもとでの市場経済的競争の効率的な利用。

ここで、われわれは競争政策について、「生活政策的な条件の枠内で」および「善い生活と公正な共同生活の実現という生活目的の考慮のもとで」という限定が設けられていることに特に注意しなければならない。われわれはこのことのうちに、ウルリッヒが市場経済の競争原理を承認しながらも、競争政策についても生活原理の枠内で、あるいはその前提のもとで遂行されるべきこと、そして後者の優位性を強調していることを容易に窺知することができるからである。彼はこのような秩序政策の決定のために審議的民主主義の必要性を強調すると共に、そこに、後述のように、彼の拠って立つ共和主義的自由主義にもとづく秩序倫理の特質を見ているのだと解せられる¹⁶⁾。

ところで、ウルリッヒによれば、生活政策と競争政策の関係の問題は自由と国家の政策的介入との関係に関わることから、その考察の過程で経済的自由主義のあり方をめぐって種々の見解が提起されてきた。そこで、彼はこの問題状況を説明し、それについて吟味を加える。

ウルリッヒがここで比較の対象としてまず取り上げる経済的自由主義の諸構想は、原始

15) われわれは主体的権利、計算規範および市場の境界づけの規範については、ウルリッヒの見解にもとづいて共和主義的自由主義の観点からの生活政策の構成的で規範的な課題として後に言及するであろう。

16) Vgl. Ulrich [1998], SS.337-339.

ウルリッヒは、生活政策についての説明に際してリュストウ (Rüstow, A.) とレプケを参照している。一般には、リュストウにせよ、レプケにせよ、いわゆるオールド自由主義の立場の代表者として見なされている。しかし、後に明らかにされるように、ウルリッヒの拠って立つ共和主義的自由主義の立場がオールド自由主義のそれに近い特徴を有しているとはいえ、彼においては両者が明確に区別されていることを、われわれは看過すべきではない。

自由主義（Paläoliberalismus）、新自由主義（Neoliberalismus）および秩序自由主義ないしオールド自由主義（Ordoliberalismus）である¹⁷⁾。

原始自由主義は端的に、市場を自然な進化の結果として捉え、その自然法的調和化に信頼を寄せ、各経済主体の自由放任の行動にもかかわらず市場に備わっている見えざる手に導かれて市場の調和が達成されうると考える立場である。経済的自由主義についての前章で紹介したウルリッヒの見解はこのような原始自由主義を想定した極めて純粋なそれであったと解せられる。これは市場原理主義（Marktfundamentalismus）の立場とも称せられうるであろう。この立場からすれば、国家には市場の機能を有効にするための特別の枠条件を作る必要は認められない。政策に対する市場の絶対的優位性を強調するところにこの見解の特徴が存在するのである。だが、ウルリッヒにおいては、このような原始自由主義は典型的な経済主義として批判されるべきものであるのみならず、そうした市場状況が現実にも妥当しているわけではなく、国家による何らかの規制が行われている状況が常態であることから、その現実性の如何の点からも疑問が投げ掛けられている¹⁸⁾。

17) Vgl. Ulrich [1998], S.340.

これら3つの自由主義の特徴と関連については、ウルリッヒはUlrich [1998], S.341の第16図でまとめている。なお、上述のように、自由主義はまずは一般的には個人の自由とそれに対する国家の統制との関連で論じられることから、それは政治学の研究対象とされることが多い。しかし、われわれは本稿では、政治的な議論をも参照しながら、われわれの関心から究極的には経済ないし市場における自由と国家による統制の問題としてこれを論じることとなる。

18) 原始自由主義に関するウルリッヒの説明については、Ulrich [1998], S.340-344を参照のこと。なお、ウルリッヒは原始自由主義に立脚する見解が現実には殆ど見られないとしながらも、そうした立場に比較的近い主張をしている経済学者としてハイエク（Hayek, F. A. v.）を挙げている。確かに、ハイエクは経済の設計主義あるいは計画経済を排し、市場における自由な競争と自生的秩序（spontaneous order）を重視する立場に立つ経済学者として知られている。ウルリッヒがハイエクを原始自由主義に近いと考え、あるいはハイエクがしばしば自由至上主義（libertarianism）に属するとされる所以である。しかし、ハイエクは計画経済については困難を孕んでいることを強調しながらも、完全な自由放任を肯定したわけではなく、むしろ自由主義については、社会が有する自生的な力を最大限に活用すべく、各個人が要求するものを相互に提供しあう機会を十分に持てるような条件を国家が整備する必要性を認めていたのだとする見解もあることに、われわれは注意しなければならない。このことを重視するときには、ハイエクの立場は、自由な市場経済を基礎に置きながらも国家的措置をそれと結合しようとする、ウルリッヒの意味での後述の新自由主義の性格を示しているともいえよう。ハイエクの自由論については、次を参照のこと。

森村 進 [編著] [2005], 113頁；橋本 務 [1996], 232-235頁；松島敦茂 [2006], 140-141頁

なお、多くの場合、種々の思想的立場についてそれぞれを代表する典型的な研究者を

そこに、新自由主義の思想があらわれる所以がある。新自由主義については、論者によってかなりたさまざまな理解がなされているようであり、一般には市場において基本的には競争原理が働いていることを重視する立場として捉えられている。しかし、ウルリッヒはこのことを認めながらも、新自由主義においては、市場の調整機能には限界があるとする見解、したがって市場の調整機能を発揮せしめるためには国家による有効な競争の枠条件を政策的に整備する必要があるとする見解が主張されていることにも注目する。後者の面が強調される限りでは、新自由主義においては、国家的に秩序づけられた市場経済ないし政策的に規制された市場経済が想定されていることとなる。だが、その場合でも、国家は逐一市場に介入するのではなく、その経済政策は市場における有効な競争を維持すべく一般的な枠条件への介入に限定されるべきだと考えられていることが注意されなければならない。国家の経済政策との関連で、どのような市場経済システムを構築するかという形成基準（Gestaltungskriterium）が問題とされているのである。しかし、上述のように、ウルリッヒによれば、そうした見解の背後には市場では競争が支配しており、それによって市場の調整機能が発揮されているとする基本的理解、したがって市場による調整機能の有効性が基本的に認められうるとする理解が存在していると解せられなければならない。新自由主義はそうした理解に立って、その調整機能が何らかの理由で損なわれている場合に、競争による調整機能を回復させるために、市場を社会的構成物（gesellschaftliche Konstruktion）と見なし、それを社会的に政策的に構成する必要があることを主張しているのである。

ウルリッヒは、この新自由主義の立場が現在の主流派の経済学の背後に多かれ少なかれ存在する思想であるが故に、この立場に立つ経済科学的研究を特定することは必ずしも意味のあることではないとしながらも、例えば次のような諸研究にそのあらわれを見ている。まずは、パレートのおよび契約理論的基礎を有するいわゆる新制度経済学（Neue Institutionenökonomik）、ブキャナン（Buchanan, J. M.）の立憲的経済学（Constitutional Economics）を先駆的研究とし、それに端を発する規範論的制度経済学（normative Institutionenökonomik）、さらにドイツ語圏では道徳経済学や制度経済学を志向している経済倫理学——例えばホーマン（Homann, K.）の研究——などがそれである。これを要するに、ウルリッヒによれば、新自由主義の経済学は、市場経済の調整機能の有効性を基本的前提としながらも、その有効性が損なわれている場合にそれを回復すべく一般的な国家的政策の介入を認める、極めて広範に及ぶ諸研究を含むものなのである。

↘ 特定することは極めて困難である。自由主義自体およびそれに属するとされる幾つかの変種についても、同様のことが妥当するのである。

ところで、ウルリッヒは新自由主義については、それが市場の枠条件の優位性を基本的に認めている点を改めて重視し、この点でそれが経済主義的基礎づけの循環に陥っているとして批判する。正当化の如何が問われなければならないはずの市場の枠秩序が市場効率の純粹経済的視点のもとで基礎づけられようとしているからである。市場原理にもとづく全体社会的秩序の確立、したがってまた全体的市場社会の遂行がまずはその指導的秩序理念をなしているのであり、その限りで新自由主義は原始自由主義とある程度の共通性を有している。市場の自己論理と並んで、政策的規制の必要性を強調しながらも、結局は市場の優位性が先見的に認められているのである。その故に、生活世界の観点からの経済倫理的考慮が十分になされえないとして、ウルリッヒは新自由主義を批判するわけである¹⁹⁾。

これに対し、オールド自由主義は市場における競争の枠秩序を国家による政策的決定の対象として捉える点で新自由主義と共通点を有しているのではあるが、競争の基本的有効性を単純に認めるのではなく、自由な経済活動を前提としながらも、むしろ生活世界の観点を重視して倫理的-政策的に競争の制限をより積極的に志向する点で、前者とはかなり異なっている。オールド自由主義はその意味で、生活への役立ちの観点に立って市場の枠条件の形成を、つまり超経済的価値を規範的に追求する生活政策ないし生活秩序の形成をその重要な課題とするものであるといえよう。このように、オールド自由主義は市場経済の競争秩序と社会的-倫理的秩序を明確に区別し、経済秩序との関連では前者に対する後者の意義を重視するところにその特質を有している。上記の生活政策についてのレプケの表現を借りれば、「市場経済がすべてであるわけではない。それは、需要と供給、自由な価格や競争にもとづくことのできない、より高度の全体秩序に組み込まなければならないのである。」²⁰⁾

周知のように、オールド自由主義の思想は、1937年にオイケン（Eucken, W.）に代表されるフライブルク学派（Freiburger Schule）によって刊行された文書「経済の秩序（Ordnung der Wirtschaft）」においてはじめて明示的にあらわれたといわれ、その後、国家による統制主義（Etatismus）あるいは計画経済（Planwirtschaft）と自由放任の自由主義との中間を行くという意味で「第三の道（dritter Weg）」として一定の思想的基盤を固めていった。オイケンはもとより、レプケ、リュストウ、ミュラー-アルマック（Müller-Armack, A.）などがその思想に近い見解を有している。なお、周知のように、オールド自由主義は第2次大戦後の西ドイツの連邦経済相であったエアハルト（Erhard, L.）によって採用された当時の経済構想である社会的市場経済（die Soziale Marktwirtschaft）の思

19) 新自由主義に関するウルリッヒの説明については、Ulrich[1998], SS.344-348を参照のこと。

20) Röpke [1958], S.19.

想的基礎を提供し、西ドイツの奇跡的経済発展に貢献したのであるが、その思想自体は今日のドイツにおいてもなお基本的に踏襲されているといわれている。

しかし、オールド自由主義のそうした基本的立場にもかかわらず、ウルリッヒは、その擁護者たちがこの立場を堅持しえず、かえって新自由主義的市場主義の立場へと後退する傾向を示しているとして批判する。さらに、彼はオールド自由主義における政策の基礎づけについて、民主主義的社会秩序に反して、エリート的秩序政策への傾向を見出し、結局は専門的な経済学者の思考の背後にある規範性、つまり自然法的秩序を信頼する傾向を見て、経済市民による公共的理性の利用にもとづく審議的政策決定が意図されていないことに対しても批判の矛先を向けている。いずれにせよ、ウルリッヒによれば、オールド自由主義においては、「秩序倫理は基本的には生活政策にもとづき、生活政策は市場原理に優先されるべきである」とする理解が存在するにもかかわらず、いまだそうした転換が十分に行われていないことにその問題点が存在しているのである²¹⁾。

これを要するに、ウルリッヒによれば、道徳の場としての市場の枠秩序を構築すべく秩序政策は、上述のような自然法的自由主義ないし原始自由主義、新自由主義およびオールド自由主義のいずれにももとづくことはできない。けだし、それらによる秩序政策は結局は、経済人の仮定や競争の非党派性および中立性を多かれ少なかれ受容していたり、あるいは現実には経済主義的パラダイムを脱してはいないのであり、生活への役立ちの観点からする経済政策の民主主義的決定の点から問題を孕んでいると考えられなければならないからである。ウルリッヒによれば、それらの秩序政策における民主主義の構想はしばしば所与の権力と資源の配分の現状を前提することから出発しているにすぎないのであり、出発条件の正当性の如何という秩序政策にとって決定的に重要な規範的-批判的な問題を回避しているか、あるいはその問題の追究の点で徹底しているとはいえないのである。そこで、それらに代わるものとして、ウルリッヒが関心を向けるものこそは再び共和主義的自由主義である。彼はその意義を重視し、その立場から審議的秩序政策とその構成的規範化の問題について考察を加えるわけである。

既述のように、ウルリッヒによれば、理性倫理的に導かれる秩序政策の規範的志向は市場の論理に対する生活秩序からする政策的倫理の優位性を確保することになければならない。その場合、各個人に対しては単に自己の利益を追求するのではなく、私的に不利な状況が存在する場合でもそれに耐えて、市場と生活の関係についてのそのような枠条件について秩序政策的共同責任を負うことが要請される。市場が道徳の場になるためには、そう

21) オールド自由主義に関するウルリッヒの説明については、Ulrich [1998], SS.348-358を参照のこと。

した共和主義的な経済市民の存在が不可欠なのである。前章でも述べたように、それが共和主義的自由主義の立場の基礎にある人間像であることは明らかであろう。そして、ウルリッヒは再び、秩序倫理に関する討議の体系的な場がまさに成熟した経済市民の公共的理性利用という規制的理念にもとづく共和主義的-自由主義的な審議政策であることを強調するわけである²²⁾。ただし、共和主義のこの人間像については、われわれは後にさらに吟味を加えなければならないであろう。

ここで、審議的秩序政策の指導理念をなすのは、市場の論理を規定するあらゆる規範的な事前決定や一般に所与と見なされる基準を何らの留保もなく議論の対象にすること、つまり経済に対する批判的な基礎反省を行うこと、そしてその議論で得られた合意の結果を自由で民主主義的な社会においてはまずは従われるべき行為原理として受容し、したがって公共的な正当性要求と見なすことである。審議的秩序政策のこの不可欠の基礎に注意を喚起するところに秩序倫理の批判的-規範的志向の課題が存在する。この秩序倫理こそは秩序政策的決定過程を批判的市民の議論へと開放するものなのであり、それにもとづく拘束力ある決定によって実践における審議的秩序政策の決定過程は一応は終結させられるのである。かくして、経済と倫理は、それらを分離したものと見なす二世界的構想にもとづいて政治的理性と経済的合理性の間の妥協によって結合させられるのではなく、生活への役立ちという倫理的観点こそが社会経済的で秩序政策的な問題解決の理念の構成的前提でなければならないという、ウルリッヒの統合的経済倫理の立場が改めて確認されることとなるわけである²³⁾。

さて、ウルリッヒは以上のような共和主義的自由主義の観点から生活政策的に構成的な規範的課題として、以下の3つのものを挙げる。

第1は、市場過程における経済市民の主体的権利の確定の問題である。この権利は、市場参加者として誰が如何なる点で不可侵な存在であるべきであり、あるいはそうでないかを規定する。所有権、種々の関係者(例えば企業者、被用者、消費者、賃借人)の諸権利、特定の事業に関与しているわけではないが外部効果(externe Effekte)の影響を受けている市民の権利、あるいは思慮のない経済行為者による干渉に関する情報取得権、そうした干渉から保護される権利やそれに対する訴訟権などの諸権利がそれに該当する。市場での公正な交換と利害対立の解決も、生活政策的に秩序づけられた経済市民としてのこれらの権利が保護されることによってはじめて可能になると考えられているのである。その場合、ウルリッヒは討議倫理の観点から、経済市民のコミュニケーション権が重視されるべ

22) Vgl. Ulrich [1998], S.367.

23) Vgl. Ulrich [1998], SS.368-369.

きことを特に強調している²⁴⁾。

第2は、個別経済的計算の基礎に置かれるべき計算規範 (Rechnungsnorm) の変更の問題である。経済計算は通常は経済主体の市場経済的計算であり、それは経済的な費用要素と市場価格を非党派的な倫理的決定の要因として前提している。そのうえで客観的に最も効率的な資源配分を追求することがその計算の課題とされているのである。しかるに、ウルリッヒによれば、そのような経営経済計算は生活政策的見地からは以下の点で変更されるべきである。

まずは、通常のエconomic計算においては市場的な費用と効用が考慮されているにすぎないのであるが、生活政策的見地からは、例えば社会的あるいは生態的な費用や効用といった外部効果が重要な意味を持つのであり、それらを内部化 (Internalisierung) するように経済計算を変更することが要請される。あるいは、外部費用の影響を直接的に受ける経済主体がその負担に耐えることができない場合や、市場の価格シグナルが資源の配分や成果の分配に当たって生活政策的理由から通常のエconomic計算によるとは異なる刺激を与える必要がある場合には、外部費用の内部化により秩序政策的帰属計算規範 (ordnungspolitische Zurechnungsnorm) を経済主体のエconomic計算に組み込むことが要求されるのである。

さらに、従来のエconomic計算は自然的均衡価格としての市場価格にもとづいているのであるが、ウルリッヒによれば、市場状況の倫理的正当性の如何が市場価格の形成や資源の配分および成果の分配の正当性の如何に影響を及ぼすことが注意されなければならない。そこで、市場内部で好ましくない事態が生じているときには、秩序倫理の観点からは、価格形成機構への市場権力の好ましからぬ影響を排除あるいは抑制するような秩序政策的計算規範が要請される。例えば、契約において弱い立場にある当事者を強い当事者から国家による価格規則によって保護する場合がそれである。一般に、望ましくない市場内部的な作用それ自体を無効化すること (Neutralisierung) あるいは強力に統制すること (Übersteuerung) によって、生活政策的見地からエconomic計算を修正することが要請されるのである。

ウルリッヒによれば、エconomic計算規範は以上のように生活政策的見地からの秩序倫理的考慮を反映するようなものに変更されなければならないのである²⁵⁾。

第3は、市場の境界に関する規範 (Randnorm), すなわち市場が支配すべき社会的局面の境界を明確にするための規範の問題である。市場条件のもとで人間の自由が保証され、同時に善い生活と公正な共同生活という生活政策的な要求がなされなければならないと判断される場合に、国家によって遂行される市場制限の問題がそれである。エconomic進歩のもとで

24) Vgl. Ulrich [1998], SS.370-372.

25) Vgl. Ulrich [1998], SS.373-375.

生活領域が市場によって支配されるようになればなるほど、生活政策的見地からは、どの部分で競争が推進されるべきであり、あるいは制限されるべきかという基本決定が重要になる。ウルリッヒは、経済にとっての公正な競争の意義を認めながらも、生活の面からは一般的にあるいは常に競争が支配的であってよいというわけではなく、むしろ競争制限の政策が積極的に要請されなければならない場合があることを強調しているわけである²⁶⁾。

以上が、共和主義的自由主義の立場からする秩序倫理に関するウルリッヒの見解の概要である²⁷⁾。このことを通して、われわれは個人倫理としての経済市民倫理と制度倫理としての市場の秩序倫理との相互の関連をも容易に窺知することができるであろう。

4. 経済市民倫理および制度倫理に関する考察

——特に共和主義的自由主義の思想との関連で——

われわれは前章までにおいて、ウルリッヒの主張する統合的経済倫理が展開される場として、第1に経済市民、第2に国家によって設定される市場の枠秩序の2つを取り上げ、さらにはそれらの内容と関連についての彼の見解を明らかにしてきた。彼はこれらの考察にもとづき、生活への役立ちの観点から経済に対する批判的基礎反省を行うことを通してはじめて、彼のいう統合的経済倫理の確立とそれを研究する経済倫理学の構築が可能になると考えているのであるが、その場合、われわれはそのような見解の基礎に貫かれている基本的思想こそが共和主義的自由主義のそれであったことに特に注意しなければならない。そのため、われわれの関心は経済市民倫理と制度倫理それ自体は勿論のこと、とりわけその思想的基盤である共和主義的自由主義の思想に向かわざるをえない。

前述のように、共和主義については政治学において盛んに研究が行われ、多くの成果が既に蓄積されているのであるが、それが一般には自由主義との対比で論じられてきたことについては異論はないであろう。共和主義と自由主義は自由についての見解の相違の故に対立するものと見なされ、相互に批判的態度をとり続けてきたからである。したがってここでも、われわれは政治学におけるその議論を手掛りとして、共和主義の一般的特質を浮

26) Vgl. Ulrich [1998], SS.375-376.

27) なお、ウルリッヒは秩序倫理の秩序政策的道徳の超国家的 (supranational) な場を挙げ、グローバルな枠秩序の問題についても論じている (Ulrich [1998], SS. 377-391)。この問題は現代の経済倫理の問題として極めて重要なものではあるが、われわれはここではこれについての紹介を割愛することとする。それによって、われわれの目的である彼の統合的経済倫理学の理解と吟味に支障は生じないと考えられるからである。

き彫りにすることから出発しよう²⁸⁾。

政治学における自由主義のもとで想定されている自由とはまずは、個人が一般に国家の公権力から解放され、自己の私的領域において保護されており、その私的領域において専ら自己の利益や価値を追求するように行為しうる自由を意味している。これは、公権力からの「個人の自由」と称せられうる。もとより、この意味での自由観のもとでも、「個人の自由」を守るための制度として、あるいは社会の調和を維持するための制度として、法的枠組みが重要な役割を果たさなければならないのは、けだし当然のことである。法は個人の行為に対して強制力を有するとはいえ、各個人が他人の自由と衝突することなく自己の自由を追求しうるための規則にほかならないからである。法がこの意味で公共的性格を有し、したがってそれによってかえって「個人の自由」が享受されうる限りでは、それは何ら「個人の自由」との対立をもたらすことはないであろう。

ところが、個人が法について国家の権力によって押しつけられている、あるいはそれが彼らの行為を束縛していると感じるようになるとき、つまり個人が公権力としての法によって自由を奪われていると考えるようになるとき、法の公共性は失われることとなる。このことは現実には決して稀ではない。法は本来は自由を守るために人間自らによって制定されるものであるとしても、それがひとたび制定されると個人にとって客観的な存在となり、かえって個人の行為を強制的に規定し、制約することになるからである。このときには、国家によって代表される公と個人としての私は分離され、対立するものとなり、「個人の自由」はまさに公権力からの解放によって獲得されるべきものと見なされることとなる。公と私とが一般に対立的な概念として捉えられるのはこうした状況においてなのである。自由主義が「個人の自由」を公権力からの解放として捉える所以は以上のことに求められるのであり、共和主義が自由主義を批判する場合の最も重要な論点も後者のこのような自由観に起因しているのだと解せられる²⁹⁾。

28) 政治学における共和主義に関する以下の説明については、われわれは政治学の多くの文献から多くの示唆を得ている。とりわけ大森秀臣 [2006] からは、個々に参照箇所を示さないが、その全体を通して、特に第1章に多くを負っている。後述の「個人の自由」や「自己統治の自由」という用語も同書から借用したものである。もとより、本文における以下の論述は、そうした政治学の研究成果をウルリッヒの経済倫理学に引き寄せて、われわれなりに理解したことによっている。したがって、そこにありうべき誤解や誤謬はすべて、われわれの責に帰するものである。

29) われわれはここで予め、公と私の意味と関係について言及しておかなければならない。公と私の意味と関係については一義的な理解が成立しているわけではなく、むしろかなりさまざまに理解されてきているからである。そうした諸見解の状況的および時間的な背景の相違を度外視して一般的に見れば、〈公-私〉の概念と関係について少なくとも2つの理

ところで、自由は公権力からの解放、つまり「個人の自由」に尽きるものであろうか。決してそうではない。自由についてはさらに、人々が社会生活を規制する法的枠組みを自ら作ること、すなわちそうした公共の場に参加し、公権力に積極的に関わっていくことによっても実現されうるとする理解が可能だからである。これは、上述の「個人の自由」に対して、人々が法的枠組みを自ら取り決めるという意味で「自己統治としての自由」と称せられうるであろう。そして、この意味での自由を重視しているものこそは共和主義にほかならないのである。かくして、自由を専ら「個人の自由」として捉える立場に立つか、「自己統治としての自由」をも重視する立場に立つかという自由観の相違に自由主義と共和主義の対立の原因が存在することは明らかであろう。

自由主義の立場からすれば、価値観が極めて多様化し、利害が複雑に錯綜している現実の政治において「自己統治としての自由」を認めるならば、特定の集団がそれに有利な決定を個人に押しつけることにより、他の個人が自ら望むように行為する自由、つまり「個人の自由」が損なわれることになるのではないかと危惧される。「自己統治としての自由」が「個人の自由」を阻害しうると考えられているのである。これに対し、共和主義の側からは、自由主義のもとで厳密な意味での「個人の自由」が完全に保障されるときには、政治的に何らかの決定について合意がなされようとしても、極端な場合にはそれと対立する自己の目的を追求する唯一の個人の反対によってそれが覆される可能性があるという問題点が指摘される。そのときには、社会的に利害対立が存在するという現実的な状況のもとでは、如何なる政治的決定も行われえないこととなる。自由主義のもとで個人が専ら自己の利益や価値を追求し、社会の共通の利益や目的を顧みない、私的領域中心の利己的

解が区別されうるであろう。第1は、〈公〉を国家に代表される〈官〉の秩序として、〈私〉をそれに対する〈民〉の秩序として、したがって〈公-私〉の関係を〈官-民〉の関係として捉えるものである。第2は、〈公〉を公共の意味で、〈私〉を個人の意味でそれぞれ理解し、その関係を〈共-個〉のそれとして捉えるものである。この両者の理解には根底で通じ合うところがあるのであるが、われわれが本稿で〈公〉と〈私〉という場合、その両者を脈絡に応じて使い分けることになる。例えば「公権力」については、政治的事象を念頭に置くことから、典型的には国家によって制定される法的枠組みが想定される。「個人の自由」が公権力からの解放として理解される場合には、それはまさに典型的には客観化された国家権力、つまり「官の権力」からの解放にほかならないであろう。これに対し、ウルリッヒが市場からの事実強制と称するものは、資本主義経済体制が国家によって正当化されているという意味では国家権力に根ざしているのではあるが、むしろ市場における個人の自由な経済行為を公共的に規制するという意味でいわば公共の権力をあらわすと解するのが妥当であろう。それは〈官-民〉の関係というよりは、公共と個人の関係、したがって〈共-個〉の関係として捉えられるのである。

な生活を追求することが承認される限り、こうした事態は避けられないのである。共和主義が社会の共通の目的や公共心の実現を重視し、それを特に社会的統合の観点から要請する所以はここにある。

以上のような自由の捉え方の相違の故に、自由主義と共和主義は対立的な立場に立って相互に批判を展開してきた。それでは、政治的には自由主義と共和主義の間に以上のような相違ないし対立があるとしても、その対立は必然的で、解消不可能なのであろうか。必ずしもそうではないであろう。むしろ、自由民主主義は現実には、「個人の自由」の意味での自由が「自己統治としての自由」あるいは参加による民主主義と融合しながら発展してきたと考えられるからである。もしそうであるならば、共和主義と自由主義は決して対立するものとしてではなく、かえって両立するものとして捉えられうることとなろう。

ところで、政治との関連でこれまで述べてきたと同様のことは経済との関連についても基本的には妥当するようと思われるのであり、ウルリッヒが統合的経済倫理学の構築に際して特に関心を向けたのはまさにこのことであつたと解せられる。彼がその経済倫理学の構想の根底にある思想を単に共和主義でもなく、また自由主義でもなく、まさに共和主義的自由主義と称した所以もここにあるのだと推測されうる。

経済における自由主義についても、自由はまずは、あらゆる経済主体が私的領域において国家の権力から解放されて彼らの経済的利益を最大化するように行為しうる自由として想定されうる。それは、前述の政治的自由との対比では「個人の自由」に相応するであろう。しかるに、市場経済においては、個人が市場原理という事実強制に厳しく規制されていることを、われわれは看過すべきではない。市場の事実強制は各個人に専ら自己の利益を追求するような行為を強いるのではあるが、その故に、彼らとその強制のもとでも他人の行為の自由と対立することなく円滑かつ安心して取引することを可能にする条件を定めた市場の規則が不可欠のものとして要請されることは、けだし当然のことである。ここで、市場の規則としては具体的には、市場経済のもとでの経済主体の取引方法や競争条件等についての成文的規定あるいは慣習・慣例が想定されえよう。それは政治における「個人の自由」との関連では法的枠組みに対応するであろう。

このように、市場の規則が個人の経済的行為の遂行に当たって他人の行為との対立を回避することを可能にし、個人が市場のその機能の意味を認める限り、それは個人の経済的行為の自由にとって有効な役割を果たすであろう。逆に、それによって自己の行為の自由が侵されると感じられるときには、各個人は参加を通して市場の新たな規則を確立しようとするであろう。前述のように、経済における「個人の自由」は経済主体が経済的な公権力から解放されて自己の利益を追求する自由を意味すると解せられるのであるが、専らそ

れが追求されるときには、政治におけると同様、経済主体には社会の共通の利益を顧みなくなる傾向が生じる。だが、ウルリッヒは市場の規則を経済主体が常に従わざるをえない強制としてではなく、彼らが自ら変更しうる余地のあるものとする。市場の規則は政治における法と同様、個人に対する一定の強制力を持ちながらも、決して個人にとってまったく改定不可能なものではないのである。ウルリッヒはそこに「自己統治の自由」を市場経済の規則の改定についても認めるわけである。かくして、彼は経済倫理の観点からは、市場経済との関連でも社会全体の利益を守るために自由主義と共和主義の結合を図るべきこと、結合させること、そしてそのために市場経済自体を生活世界の観点からの批判的基礎反省にさらす必要性を強調しているのだと解せられるのである。

前述のように、共和主義の概念内容は必ずしも一義的に明確であるわけではない。政治的には、現代の共和主義は古典的共和主義から区別せられる。後者は、個人の利益や価値などの私的なものを追求する自由に対して、つまり「個人の自由」に対して、公的なものが優位にあるべきこと、すなわち個人が自己の利益や価値を放棄してでも国家や社会に奉仕すべきことを強調してきた。公と私が分裂している状態のもとで、公の優位性を主張する点に古典的共和主義の重要な問題点が存在するのである。しかし、「個人の自由」が否定されるところで、何故に個人は社会の法的枠組みを受け入れる動機を有するであろうか。そこに、「個人の自由」を前提にしながら、なおかつ個人が公的なものを受容しうるように図ることが要請されることとなったのであり、このことを追求する点に現代の共和主義の特徴があると解せられるのである。そして、この現代の共和主義こそはウルリッヒが共和主義的自由主義と称するものにほかならないであろう。

このように、現代の共和主義が公と私を結びつけることを意図しているところにその特徴があるのであるが、そのために要請されるものこそは自己統治のうちに自由を見ることであり、それに伴う以下のような諸要素である。

第1は、公民的徳性、すなわち市民として備えるべき態度や資質を育成することである。政治の面で要請される公民的徳性とは、後述のように、公の事柄について他人と共同で議論し、決定し、実行する過程に積極的に参加するに必要な資質である。共和主義の立場からすれば、人間は目前の短期的な利益や目的の追求に走る傾向があるのであり、そうした生き方によっては私的なことと公的なこととの架橋はついに不可能である。そこで、共和主義は公民として相応しい徳性を持って善く生きる人間を政治的に理想的な人間と見なし、そうした人間の育成を政治的共同体に委ねるのである。

現代の共和主義における「自己統治としての自由」の第2の要素は、審議への参加それ自体である。市民は彼らに共通する事項について自ら提起し、それについて討議し、決定

するという審議への参加によってはじめて自由を獲得することができると考えられるからである。その場合、特に注意されるべきは、現代の共和主義がそのような「自己統治の自由」を「個人の自由」の絶対的な優先のもとでその実現のための手段として捉えるのではなく、2つの自由の調和的追求を図ろうとしていることである。

以上のことから、共和主義的自由主義においては、そこで想定されている2つの自由のうち「自己統治の自由」が審議的民主主義の基礎に存在するものとして特に重視されていることは明らかであろう。このことから、ウルリッヒが経済倫理との関連で共和主義的自由主義の立場から討議倫理を主張する意図もまた、われわれの容易に理解しうるところとなる。共和主義は古典的なそれに端的に見られるように、市民が国家や社会のために貢献しようとする自立的な存在でありながら、政治の主体として私的利益よりも公共の利益を優先させるべきだとする政治観をあらわすものとしてしばしば捉えられる。しかし、現代の共和主義は単にいわゆる滅私奉公の思想をあらわすものでもないことは勿論のこと、古典的共和主義の思想とも異なる。審議への自らの参加によって社会の規則を決定する自由が保障され、享受されている限り、その規則は個人にとって強制されたものではないであろうし、したがって共和主義は個人の犠牲のもとに公共の利益のために尽くすことを意味するものでもありえないからである。このことは、経済倫理についても同様なのであり、各経済主体に市場の規則を決定する自由が保障され、享受されているときには、それら各主体は市場の規則を何ら強制と感ずることなく、つまり自由の意識のもとにその市場の規則という公共的要請に従うであろう。経済倫理における共和主義的自由主義の意味するところはこのことにあるのである。

ところが、前章で紹介したように、共和主義的自由主義の立場に立ちながら、ウルリッヒは経済倫理に関してしばしば、公共としての全体の利益が個人の利益に優先させられるべきであるとする見解、すなわち個人は自己の利益を犠牲にしてでも全体の利益を守るべきであるかのような主旨のことを述べていた。このことは、ウルリッヒの共和主義的自由主義に関するわれわれの上述の理解と矛盾するのではないだろうか。確かに彼にはそうした論述があるのであり、そこに「共和主義」に対する彼の思い入れを見ることは不可能ではないであろう。しかし、このことから直ちに彼が古典的共和主義に立場に立っていると考えることは早計に過ぎるように思われる。ウルリッヒがそのように述べる場合、そこでの「個人の利益」は経済的にはまずは、個々の経済主体が市場においてその規則のもとで追求する私的な利益を意味していると考えられる。だが前述のことからも明らかなように、「全体の利益」ないし「公共の利益」がこの「個人の利益」に優先すべきだといわれる場合でも、もし前者が市場の規則に関する自由な討議への個人の参加によって合意されたい

わば公共的な善をなすとするならば、それと「個人の利益」との間には原理的には対立は存在しないであろう。もしこのような理解が妥当だとするならば、市場の規則の形成に関わる「自己統治の自由」にもとづく「公共の利益」の優位性の主張は「個人の利益」の追求の自由と基本的には矛盾することはない。しかし、「自己統治による公共の利益の追求」と「個人の利益の追求」の関係についてのウルリッヒの見解を以上のように理解するとして、彼は共和主義的自由主義についてそれら両者のそのような関連を意識しているのだろうか。

われわれはこの点についてのウルリッヒの見解を次のことに見出すことができるであろう。すなわち、彼が共和主義的自由主義の最も著しい特徴の1つを、経済市民が自己の利益を追求する自由を承認しながらも、その公共的理性をもって生活政策的見地に立って経済の審議的秩序政策の決定過程に参加することに求めていたことがそれである。このことの中に、ウルリッヒにおいても、政治における「個人の自由」と「自己統治の自由」、さらには経済における「個人の利益の追求の自由」と「自己統治による公共の利益の追求の自由」とそれらの間の上述のような関係が意識されており、その限りで「個人の自由」に対する「自己統治の自由」の相対的優位性、あるいは「個人の利益」に対する「公共の利益」の相対的優位性が認められていると解せられる。かくして、経済市民は市場経済の規則を生活政策的見地に立って審議を通しての規範的で批判的な基礎反省にもとづいて確立しうるのだとするウルリッヒの見解のうちに、われわれは自由主義と共和主義の架橋を図り、共和主義的自由主義の見地に立つ経済倫理学の構築を目指す彼の研究の特徴を見出すことができるのである。

さて、共和主義的自由主義とそれに立脚する経済倫理学についてのウルリッヒの見解を以上のように理解することが妥当であるとして、この限りでの彼の経済倫理の構想の可能性と意義および問題点は如何に考えられうるであろうか。これは、「人間は市場経済の規則を自ら批判的基礎反省にもとづいて決定する自由を現実にも有し、その決定を実際に遂行することができるのか否か」、あるいは「それはどの程度で可能であるのか」を問うことにほかならない。われわれはこのこととの関連ではまずは、市場経済が基本的には「個人の自由」が認められている自由経済であるにもかかわらず、その経済類型がかなり多様性を示していること、そしてその多様性が市場の規則の変更による「個人の自由」の制約と「公共の利益」の考慮の如何、それらの程度およびその方法に起因していることを想起しなければならない。そこに、個人が市場の規則を自らの参加によって決定する余地、したがって経済倫理を市場についての討議によって、しかも生活原理の観点からの批判的基礎反省を通して導く余地が残されていると解せられうる。その限りで、共和主義的自由主義

の立場からウルリッヒの意図する統合的経済倫理学を構築する可能性とその意義は否定されえないのである。だが、われわれはそうした批判的基礎反省が決して市場経済体制の原理それ自体を根本的に変更し、市場原理ないし競争原理に対する生活原理の優位性を可能にするところにまで及ぶとすることには疑問を持たざるをえない。経済は人間の生活維持のためにあるのではあるが、一国の経済のレベルにおいても、市場経済体制が選択されている限り、経済の諸機構は基本的にはその体制原理にもとづいて構築されなければならない。個別経済のレベルでも、企業も、個人も、生産者としてであれ、消費者としてであれ、あるいは労働者としてであれ、市場経済において自らを維持しようとするれば、市場の論理に反して行動することはついに不可能であると考えられなければならないからである。

なるほど、新自由主義の経済やオールド自由主義の経済ないしドイツの社会的市場経済のような経済を確立することは市場経済の構造についての一種の批判的基礎反省の結果と見なすことは可能であろう。だが、ウルリッヒ自ら指摘していたように、それらは理念として、あるいは現実として結局は市場の論理を事実強制として受け入れたうえでの市場の規則の修正、つまり市場のあり方についての部分的修正を図るものにならざるをえなかった。その故に、ウルリッヒは、それらが生活原理の観点からする批判的基礎反省としては不徹底だと批判していたのであるが、われわれはその不徹底をこそ経済倫理の限界のあらわれとして重視するものである。市場経済における経済主体は究極的には市場経済の事実強制に従わざるをえないのである。もしそうであるならば、彼らに市場を批判的基礎反省の対象にする余地は存在するとしても、市場経済の事実強制を打破して生活原理を追求することは理論的に不可能であり、非現実的であると考えられなければならない。経済倫理は市場の事実強制のもとで、その枠内で市場の規則の変更を通して生活原理の可及的な実現を図ることに限定されざるをえないのである。こうした見解に対しては経済主義だとするウルリッヒの激しい批判が予想されるのであるが、われわれはかえって経済倫理における経済体制の絶対的な影響を無視することはできないこと、そして市場経済の事実強制のもとでそれに対する倫理的で批判的な基礎反省を志向することにこそ経済倫理学の課題を求めべきことを強調するものである。

5. 結

ウルリッヒの統合的経済倫理学の基礎にある共和主義的自由主義の思想については、われわれは政治学の研究を参考にしながら、自由について自己の利益の追求の自由としての「個人の自由」と個人が審議への参加を通して社会の規則の決定に関わることをあらかず

「自己統制の自由」を区別し、後者の自由の意義を重視する点に共和主義的自由主義の本質を見出し、その限りでまずはその意義を認めた。さらに、経済倫理の観点からは、生活への役立ちを重視することについても、われわれはウルリッヒのそうした意図を高く評価するものである。

しかし、その場合でも、経済自体に対する批判的基礎反省によって、市場の事実強制を打破し、生活への役立ちの観点から経済倫理を確立しようとすることについては、われわれはこれに疑問を提示せざるをえなかった。われわれはそこに、市場の事実強制の圧倒的な影響のもとで生活への役立ちを市場の規則の変更によって限定的に追求せざるをえないという、経済倫理の限界を見たわけである。共和主義的自由主義における「自己統制の自由」は経済倫理との関連では、市場の事実強制を前提として、生活秩序の部分的実現に限定されると考えられなければならない。経済倫理（学）が現代の経済科学の重要かつ困難な問題を形成している所以はまさに、市場原理の事実強制に抗して生活原理の可及的な実現を図らなければならないことに存在するのである。

ところで、本稿では、経済倫理の場として経済市民倫理と制度倫理のみを取り上げたのであるが、われわれは経営学の立場から企業倫理の問題に大きな関心を持っているのであり、したがって経済の道徳の場として企業についてのウルリッヒの見解についてさらに吟味を加えなければならない。本稿で提示した経済倫理の限界も、企業倫理との関連でより具体的に明らかになると考えられる。これは、稿を改めて論じるべきわれわれの次の課題である。

参考文献

- Mieth, D./Schumann, O. J./ Ulrich, P. [Hrsg.] [2004], *Reflexionsfelder integrativer Wirtschaftsethik*, Tübingen · Basel.
- Röpke, W [1958], *Jenseits von Angebot und Nachfrage*, Stuttgart.
- Ulrich, P. [1998], *Integrative Wirtschaftsethik — Grundlagen einer lebensdienlichen Ökonomie—*, 2. durchgesehene Auflage, Bern · Stuttgart · Wien.
- Ulrich, P. [1998], *Integrative Economic Ethics, Towards a Conception of Socio-Economic Rationality*, Beitrag Nr.82, Institut für Wirtschaftsethik der Universität St. Gallen.
- Ulrich, P. [2002], *Zivilisierte Marktwirtschaft — Eine wirtschaftsethische Orientierung —*, Freiburg · Basel · Wien.
- 有賀 誠/伊藤恭彦/松井 暁 [編] [2006], 『現代規範理論入門——ポスト・リベラリズム

ムの新展開——』ナカニシヤ出版。

大森秀臣 [2006], 『共和主義の法理論——公私分離から審議的デモクラシーへ——』勁草書房。

金田耕一 [2006], 「現代の自由——自律とは何か——」, 川崎 修/杉田 敦 [編] [2006], 第4章。

川崎 修/杉田 敦 [編] [2006], 『現代政治理論』有斐閣。

川本隆史 [2000], 『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークングへ——』創文社。

菊池理夫 [2004], 『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』風行社。

篠原 一 [2004], 『市民の政治学——討議デモクラシーとは何か——』岩波書店。

田村哲樹 [2004], 「民主主義の新しい可能性——熟議民主主義の多元的深化に向かって——」, 畑山敏夫/丸山仁 [編著] [2004], 第7章。

橋本 務 [1996], 『自由の論法——ポパー・ミーゼス・ハイエク——』創文社。

畑山敏夫/丸山仁 [編著] [2004], 『現代政治のパスpekティブ——欧州の経験に学ぶ——』法律文化社。

早川 誠 [2006], 「市民社会と新しいデモクラシー論——討議のために——」, 川崎 修/杉田 敦 [編] [2006], 第10章。

松島敦茂 [2006], 『功利主義は生き残るか——経済倫理学の構築に向けて——』勁草書房。

万仲脩一 [2006a], 「近代的倫理学の基本構想と統合的経済倫理学——ウルリッヒの所論を中心として——」, 『大阪産業大学経営論集』第8巻第1号, 2006年10月。

万仲脩一 [2006b], 「経済的理性の批判的基礎反省としての経済倫理学——ウルリッヒの所論を中心として——」, 『大阪産業大学経営論集』第8巻第1号, 2006年10月。

森村 進 [編著] [2005], 『リバタリアニズム読本』勁草書房。

矢澤正嗣 [2006], 「公共性——公共圏とデモクラシー——」, 川崎 修/杉田 敦 [編] [2006], 第9章。

山崎 望 [2006], 「民主主義——来るべきもの——」, 有賀 誠/伊藤恭彦/松井 暁 [編] [2006], 第9章。

山脇直司 [2002], 『経済の倫理学』丸善。